

第36回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和8年6月30日（火） 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1 番 妹 尾 伸 二

2 番 嵯 峨 弘 巳

3 番 押 切 秀 志

4 番 新 井 功 仁 恵

6 番 阿 部 栄 子

7 番 篠 原 弘

8 番 齋 藤 晃 佳

9 番 谷 口 正 明

10 番 宮 崎 義 幸

11 番 工 藤 均

12 番 百 々 栄 二

13 番 白 川 英 之

4 出席職員 3名

事務局長 酒 井 美 和 子

農政係長 埴 見 堅

農地係 前 田 一 成

5 議 事

- | | | |
|---------|---------|------------------------------------|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 報告第 1 号 | 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について |
| 日程第 7 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明願いについて |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 | 農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 1 0 | 議案第 4 号 | 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 号 | 農地法施行規則第 2 9 条第 4 号の規定による申出について |
| 日程第 1 2 | 議案第 6 号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について |

事務局 長

第36回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、ご報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名の出席であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長よりご挨拶をいただきます。

議長

皆様おはようございます。

本日は、1年間の生乳生産で最も重要な一番草の収穫作業などで何かとお忙しい中、第36回総会にご出席くださりましてありがとうございます。

ロール作業には生憎の天気が続いておりますが、農作業は順調に続いていると思います。

さて、私たちの任期も残り少なくなりました。浜中町農業の発展のため残された諸問題をなるべく解決をして、次の委員さん方に引き継いでいきたいと思います。

退任する委員さんについては、最後の総会となりますが、慎重審議をお願いしたいと思います。なお総会終了後に少しお時間をいただいて、退任委員さんから一言いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日は報告を1件、議案を6件提案させていただいておりますので、ご審議いただきますようお願いしたいと思います。

簡単ではありますが、開会の挨拶とさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、2番嵯峨委員、3番押切委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

前回総会から本総会までの間の、会務についてご報告申し上げます。

5月27日、「浜中町農業協同組合第79回通常総会」が茶内コミュニティセンターで開催され、白川会長が出席しております。

5月28日、「令和8年度浜中町鳥獣被害防止対策協議会総会」が茶内支所で開催され、埴見係長が出席しております。

6月1日～3日、「北海道選出国會議員要請集会並びに令和8年度全国農業委員会会長大会」が東京都で開催され、白川会長が出席しております。

6月1日、「土地の現況証明願いに係る現地調査」を茶内第一地区、茶内第三地区、西円朱別地区で実施し、妹尾委員、篠原委員、工藤委員、事務局2名で現地調査を行っております。

対象地については、〇〇〇〇氏、〇〇〇氏、〇〇〇〇氏の所有地でございますが、農業委員就任にあたり当人の転用履歴等を確認していたところ、手続きした箇所以外にも既に農地以外となっている部分を確認されたことから、現況証明願いを行っていただくこととなりました。詳細については、議案第1号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

6月2日、「土地の現況証明願いに係る現地調査」を姉別地区で実施し、押切委員、齋藤委員、谷口委員、事務局2名で現地調査を行っております。

対象地については、〇〇〇〇氏と〇〇〇氏の所有地でございますが、前日と同様に既に農地以外となっている部分を確認されたことから、現況証明願いを行っていただくこととなりました。詳細については、議案第1号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

6月4日、「浜中町農業者年金協議会パークゴルフ大会」を茶内第三パークゴルフ場で開催し、委員6名、一般参加者26名、事務局4名が参加しました。

非常に肌寒い天候ではございましたが、32名の選手の方々には終始和やかにプレーされ、ケガ等の事故もなく大会は無事に終了いたしました。

その後、焼き肉ハウスに移動して親睦会を行いました。ビンゴゲームやじゃんけん大会など、参加された方々には十分喜んでいただき、参加者同士の交流も図られたことと思っております。また、ビンゴゲームでは開始4枚目でビンゴが出るという驚きの光景もあり、大いに盛り上がった親睦会だったと思います。

委員の皆様には参加者の募集などご協力をいただきありがとうございました。

6月8日～9日、「令和8年度市町村農業委員会職員基礎研修会」がオンライン開催され、埴見係長と前田主事が受講しています。

6月9日、「土地の現況証明願い及び農地転用に係る現地調査」を茶内第一地区と茶内第三地区で実施し、妹尾委員、新井委員、篠原委員、事務局2名で調査を行っております。

対象地については、〇〇〇氏と〇〇〇〇氏の所有地でございますが、〇〇さんについては、〇〇〇〇の建設、〇〇さんは〇〇〇〇〇〇〇〇の整備と現況地目の確認を行うため、それぞれ申請がございました。

詳細については、議案第1号と議案第5号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

6月11日～12日、「令和8年第2回浜中町議会定例会」が役場本庁で開催され、

私が出席しております。

一般質問者は4名で、ＪＲ花咲線存続を求める町民の声について、津波避難対策に係るソフト対策について、霧多布市街一の通り植栽マスの利活用について、一次産業と観光業の連携による地域経済の発展についてなど8項目の質問が出されました。

また、町長からは報告案件3件と、条例改正や補正予算など議案11件が提出され、慎重な議論を経て2日間の日程を終了しております。

6月16日、「令和8年度社会保険制度説明会」が中標津町で開催され、埴見係長が出席しております。

6月25日、「令和8年度浜中町ノコベリベツ川水害対策連絡会議」が茶内コミュニティセンターで開催され、埴見係長が出席しております。

6月25日～26日、「一般社団法人 北海道農業会議第101回総会及び第47回北海道農業者年金協議会総会」が札幌市で開催され、白川会長が出席しております。

以上、会務報告の説明を終わります。

議 長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、報告の内容をご説明申し上げます。

農地法第3条の3の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第3条第1項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。

この度の届出は、相続による権利の取得1件でございますが、整理番号1の届出人は、姉別南〇〇〇番地、〇〇〇〇氏で、故〇〇〇〇氏名義の農地について、令和〇年〇月〇〇日付けで権利の取得をしたものでございます。

今回の届出により取得した農地は、姉別南〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇．〇〇㎡でございます。詳細につきましては、議案書2ページ及び議案関係資料1、2ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

		以上、本人からの届出に基づき、ご報告申し上げますので、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。
議 長		事務局より提案理由の説明が終わりました。 これから報告第 1 号の質疑を行います。 本案について質疑ありませんか。 1 番妹尾委員。
妹 尾 委 員		〇〇〇〇氏に表記がなっているのですが、そこから〇〇さんに相続されてさらに〇〇さんに相続されたという理解でよろしいか。
事 務 局		〇〇さんから〇〇さんへの相続の手続きをしないまま〇〇さんが亡くなり、その後、〇〇さんが〇〇さんから〇〇さんに行くべく土地を相続したという形です。 妹尾委員がおっしゃったとおり、〇〇さんの土地が〇〇さんに来て、そして〇〇さんに来たという流れになりますが、法務局への登記自体は、〇〇さんが行っておりませんでした。今回〇〇さんが登記するにあたって、〇〇さんから〇〇さんへの相続をやった形で、そしてさらに今度、〇〇さんから〇〇さんに相続登記という流れのようでございます。
妹 尾 委 員		わかりました。
議 長		ほかに質疑ございませんか。
各 委 員		(質疑なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、報告第 1 号を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
各 委 員		(異議なしの声)
議 長		異議なしと認めます。 よって、報告第 1 号は、原案のとおり承認されました。 日程第 7 議案第 1 号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

議案第 1 号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

本案は、6件の現況証明願でございますが、浜農委8-4号の願い出人は、茶内西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、願い出地は茶内西〇〇線〇〇番〇、ほか〇筆、面積〇万〇,〇〇〇.〇〇㎡の内〇万〇,〇〇〇.〇〇㎡で、現地調査につきましては、妹尾委員、新井委員、篠原委員、事務局2名により〇月〇日に実施し確認をしております。

次に、浜農委８－５号の願い出人は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は茶内西〇線〇〇〇番〇、ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇、〇〇㎡の内〇万〇、〇〇〇、〇〇㎡です。

次に、浜農委 8－6 号の願い出人は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇、願い出地は茶内西〇〇線〇〇〇番〇、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇．〇〇㎡
の内〇万〇、〇〇〇．〇〇㎡です。

次に、浜農委 8－7 号の願い出人は、西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は西円朱別西〇〇線〇〇〇番〇、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇、〇〇㎡の内〇、〇〇〇、〇〇㎡で、浜農委 8－5 号から 8－7 号の現地調査につきましては、妹尾委員、篠原委員、工藤委員、事務局 2 名により〇月〇日に実施し確認をしております。

次に、浜農委８－８号の願い出人は、姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は姉別南〇線〇〇〇番〇、外〇筆、面積〇万〇、〇〇〇．〇〇㎡の内〇、〇〇〇．〇〇㎡です。

次に、浜農委８－９号の願い出人は、姉別南〇線〇〇番地〇、〇〇〇氏、願い出地は姉別南〇線〇〇番〇、外〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇．〇〇㎡の内〇万〇、〇〇〇．〇〇㎡で、浜農委８－８号、８－９号の現地調査につきましては、押切委員、齋藤委員、谷口委員、事務局２名により〇月〇日に実施し確認をしております。

本案は、いずれも現況地目の変更を目的とした現況地目の確認であり、すべての
願い出地について、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとのご
判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

(詳細説明するも省略)

事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。

		調査委員の方々、何かありませんか。
各	委 員	(なしの声)
議	長	特にないようなので、これから議案第1号の質疑を行います。 浜農委8-4について質疑ありませんか。
各	委 員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、浜農委8-5について質疑を行います。 質疑ありませんか。
各	委 員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、浜農委8-6について質疑を行います。 質疑ありませんか。
各	委 員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、浜農委8-7について質疑を行います。 質疑ありませんか。
		1番妹尾委員。
妹 尾 委 員		図面を見るとまだ〇〇さんの名義になっているように見えるのですが、農地法適用関係はないとのことですが、どうなっているのか説明をお願いします。
事 務 局		この場合、妻の親の名義ですけども、親の名義の土地を使うにあたっては、特段使用貸借は組まなければならないという決まりは実はありません。ただ、使用貸借を組んでいただくときは、農業者年金の受給に関しては、使用貸借を組んでいなければならない。〇〇さんの場合は、お母様は農業者年金の受給者ではありませんので、〇〇さんが貸借しなくても、このまま使っていられる状況になっています。
妹 尾 委 員		これ〇〇さんから申請を出さなくても現況を変えるのは良いのか。

事 務 局	同一家族ということで、特別委任状ももらわずに、家族内での承諾という形で届出をいただいております。
妹 尾 委 員	わかりました。
議 長	ほかに質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、浜農委８－８について質疑を行います。 質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、浜農委８－９について質疑を行います。 質疑ありませんか。 １番妹尾委員。
妹 尾 委 員	〇〇さん地図と航空写真とちょっと違うのだけれど、牛舎のところが入っていないように見えますが問題ないのか。 左上の〇〇の〇の出っ張ったところがスラリーか何なのか、その左側は牛舎が建っているように見えるんですが、そこは含めなくてよいのか。
事 務 局	〇〇の〇の航空写真上でカギ型になっている牛舎、これについては過去に転用の手続きを取って建設しているということで、この分は既に届出済みということです。その下の現況証明を今回行うところは、届出なしに建物が建っていたという状況になります。 加えて〇〇番の土地に対しても同じです。赤いところは未届けの状態で建造物があったところで、その下の長い牛舎のような建物、これは転用手続きを取っている状況です。
妹 尾 委 員	これは分筆しない限りは、転用されている部分をわかるようにすることはできないのか。
事 務 局	分筆されていなくても、手作業で表示することは可能です。航空写真が出来上が

って見てから思ったのですが、過去に転用したところ、記載すべきだったと思って
おります。

今後はそのように対応したいと思います。

妹 尾 委 員

わかりました。

議 長

ほかに質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第 1 号を採決いたします。お諮りします。

浜農委 8－4 は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、浜農委 8－4 は、原案のとおり可決されました。

次に、浜農委 8－5 を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、浜農委 8－5 は、原案のとおり可決されました。

次に、浜農委 8－6 を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、浜農委 8－6 は、原案のとおり可決されました。

次に、浜農委 8－7 を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

	よって、浜農委８－７は、原案のとおり可決されました。 次に、浜農委８－８を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、浜農委８－８は、原案のとおり可決されました。 次に、浜農委８－９を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、浜農委８－９は、原案のとおり可決されました。
	日程第８ 議案第２号 農地法第１８条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。 提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長	議案第２号 農地法第１８条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。 農地法第１８条では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より６ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。また、その解約が行われた場合には、農業委員会にその旨を通知をしなければならない。」とされております。 本案は、５件の届出でございますが、整理番号１は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏が、〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内西〇線〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇．〇〇㎡、契約期間は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇〇日までとなっており、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。 次に、整理番号２は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏が、〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内西〇線〇〇〇番、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇．〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとなっており、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。なお、〇〇氏の賃貸借契約につきましては、平成〇〇年〇〇月〇日より法定更新され賃貸借が継続されておりました。

次に、整理番号3は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内西〇線〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇. 〇〇㎡、契約期間は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇〇日までとなっており、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

次に、整理番号4は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内西〇線〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇. 〇〇㎡、契約期間は令和〇年〇〇月〇〇日から令和〇年〇月〇〇日までとなっており、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

次に、整理番号5は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は姉別基線〇番、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇. 〇〇㎡、契約期間は令和〇年〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとなっており、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

それでは、議案第2号の質疑を行います。本案については、整理番号5で〇〇番〇〇委員と〇〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。

議案審議の順番につきましては、整理番号1から整理番号4までの質疑、採決を行ったあと、整理番号5の審議を行いたいと思います。

それでは、これから議案第2号の質疑を行います。

整理番号1について質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2について質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号3について質疑を行います。

		質疑ありませんか。
各	委 員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号 4 について質疑を行います。 質疑ありませんか。
各	委 員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第 2 号を採決いたします。お諮りします。 整理番号 1 は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号 1 は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号 2 を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号 2 は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号 3 を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号 3 は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号 4 を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。

	よって、整理番号４は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号５の質疑を行います。 〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員につきましては、ここで退席願います。 (〇〇委員、〇〇委員退席) それでは、整理番号５の質疑を行います 質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号５を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号５は、原案のとおり可決されました。 (〇〇委員、〇〇委員入室) 日程第９ 議案第３号 農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長	議案第３号 農地法第３条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。 農地法第３条第１項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合は、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。 本案は、賃貸借による権利の設定２件の許可申請でございますが、整理番号１は、姉別南〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地、対象地は姉別南〇〇〇番、面積〇〇万〇、〇〇〇．〇〇㎡で、この土地を姉別南〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定。 次に整理番号２は、姉別北〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地、対象地は姉別北〇線〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇．〇〇㎡の内〇〇万〇、〇〇〇．〇〇㎡で、この土地を厚岸町乙幌〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細については前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

前 田 主 事 （詳細説明あるも省略）

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
 続いて、担当委員より補足説明を受けます。
 整理番号1について、9番谷口委員お願いします。

谷 口 委 員 整理番号1番の補足説明をいたします。〇〇〇〇さんの農地を〇〇氏が営農地として賃貸借するもので、〇〇氏には後継者もあり労働力には問題ないと考え許可することに問題ないと考えます。

議 長 ありがとうございます。
 次に、整理番号2について、3番押切委員お願いします。

押 切 委 員 補足説明させていただきます。整理番号2番は〇〇〇〇氏が所有する農地を〇〇〇〇へ賃貸借するもので、今までも農地を賃貸借しており、適正に管理されているので許可することに問題ないと考えます。

議 長 ありがとうございます。
 それでは、これから議案第3号の質疑を行います。
 整理番号1について質疑ありませんか。

各 委 員 （質疑なしの声）

議 長 質疑なしと認めます。
 次に、整理番号2について質疑を行います。
 質疑ありませんか。

2 番 嵯 峨 委 員。

嵯 峨 委 員 土地の引き渡し時期が〇年〇か月と中途半端ですけど、これは以前に〇〇さんから賃貸借していた土地の更新と合わせるというためでしょうか。

事務局	ほかに農地を賃貸借している期間と合わせて設定しています。
嵯峨委員	わかりました。
議長	ほか質疑ありませんか。 8 番齋藤委員。
齋藤委員	〇〇番の土地ですが、建物が建っている部分は現況証明で出してあった場所なんですか。
事務局	ここは、手続きは取られていない、現況証明は過去に行っていないと思います。
齋藤委員	今度〇年〇か月後には、切り分けて行われるのですか。
事務局	以前から度々この話題が出ています。令和 8 年度から 9 年度にかけて農家一軒一軒を整理していきたいとして事務局で準備を進めております。通常業務もあり中々進んでいない現状ですけども、少しずつ進めてまいりたいと考えております。 この件については、〇年〇か月後には整理したいと考えています。
齋藤委員	わかりました。
議長	ほか質疑ありませんか。 1 番妹尾委員。
妹尾委員	いま農政大臣が農地利用の奨励金とか中山間の交付金とか、そういった部分を厳格化すると言って、いわゆる農地としてお金はもらっているけど建物建って農地として使われていない土地が会計検査で何十億も日本中であると指摘され厳格化すると言っていますが、そのような通知というのは来ていないのですか。
事務局	今おっしゃった具体的な話は農業委員会では受けておりません。令和 9 年に農地制度が変わるということは連絡入っていますが、これについても中山間管理事業の見直しということ聞いております。今おっしゃったような事業は、事務局では聞いていないです。
妹尾委員	会計検査院から指摘されて、不適切支出ということで農政大臣は返還も検討して考えると答弁しているので、早急にやる準備をしていかないと、ここ農地じゃない

	と外されるとお金返還しなさいとなる。
宮崎委員	議長、ちょっとよろしいですか。
議長	宮崎委員。
宮崎委員	実務的にいうと、中山間事業に関して言えば筆でやってはいません。航空写真を切り取って一筆一筆面積を出して、それぞれの農家さんに落としているので基本的に農地台帳と中山間の土地はイコールではないです。
事務局	毎年５月頃全農家の農地台帳を確認したいといわれ情報提供しておりますが。
宮崎委員	農地の確認もそうですが、中山間事業に使われているわけではないです。中山間事業は最初にスタートするときに業者に委託して、土地一筆一筆全部の面積を出して、それを積み重ねています。 提供されているのは、別のものに使われていると、農地面積を証明するために利用されていると思います。
事務局	農地台帳上やはり、現況証明を行っておいるものは農地台帳の中でも畑と農地採草放牧地以外というふうに２段で管理しています。ただ、このように分けていない場合は、畑１段だけで管理しています。それを提供していますが影響はないということですか。
宮崎委員	ヘクタール当たり数万円の奨励金が出るとか、土地に関することやるなら適切ではないと思いますが、農業機械を入れるために農家さんの概況を入れるという部分はあまり問題はないです。
事務局	これと近い話ですが、この前農業会議の方が来て、稲作に係る奨励金制度の中でもらっているのが水田が対象で、制度が拡大されて畑作も対象になるようです。デントコーンはそちらの方の補助金で出るのではないかといていたんです。デントコーンの方で奨励金をもらうためには、農地再生協議会というものを立ち上げなくては行けないと。浜中でもデントコーン畑が増えてきているのであれば、デントコーン畑を対象に奨励金をもらうということになると、農地再生協議会というのを立ち上げてもらうことになるようだとおっしゃてました。 それは農業委員会が主体ではなく中山間関係の担当、農林課の農業振興係になるかと思います。
宮崎委員	自分がやっていたときはデントコーンやっているところも少なかったのでそうい

うところは外していました。

今の中山間は条件不利地でもらっている、草しか取れませんよということで、条件不利地なんです。それでもらってるから、いま中山間事業をもっと厳格化しようという動きは、あるようですから、条件不利地の畑までもらえるのかどうかというのも、わからないですけど。

妹 尾 委 員 デントコーン作ったり稲作ったりするところに条件不利地という交付金を払わないと言い出しかねない、いま政府が検討に入っているらしいです。

米作るのは構わないけど、農業新聞にも名前載って出てくると中山間地のお金もらえない可能性が出てくるから、町全体としてその辺はやっぱり農協あたりがちゃんと音頭とるっていったらおかしいけど、検討してもらわないと。

宮 崎 委 員 やり方というのは、畑作の方に拡大されるんだとか再生協議会とかを立ち上げなきゃいけないだったら立ち上げてもらって、当時はそもそもこの中山間事業が始まることになって、町に事務局をお願いしたら、町はやらないと言ったので、それで酪農協さんと農協と別々になっています。再生協議会になれば一つになるのではないかなと思います。

妹 尾 委 員 なるべく早いところを草地とか農地じゃないところを早急に省いていった方が問題は起きないのではないのでしょうか。

宮 崎 委 員 本当は農地台帳イコール中山間の面積イコールになっているのが一番いいと思いますけど。

嵯 峨 委 員 中山間の一番最初の申請の時に自宅周辺の農地はこの先何か建物を建てたりなんなりっていう可能性があるんで、あらかじめ省いていたはずですよ。

宮 崎 委 員 建てたとなるとこういった資料は回しているんで農地の移動だとか、農地の面積減だったりそういうのはやっています。

妹 尾 委 員 今の会計検査院の委員長は女性の方で、なんかすごく厳しいみたいで、あちこちの現場入って見てるって聞いています。

宮 崎 委 員 もともと中山間結構狙われているんですよ。

議 長 狙われる要素も確かにないといえない。今後ともこういう中山間の問題だとか、補助金の問題っていうのは、農地台帳に絡んでくるんで、その辺前も言ったように浜中町農業委員会として順次やっていこうという話はしています。ただいっぺんに

		はとてもできない、今回の新任委員さんの分でも結構あるので、地域ごとに全部となれば、該当にならない人もいるんだけど、それは順次今後委員会活動の中で進めていきたいと思いますので、その折には何かと相談していきたいと思います。
妹 尾 委 員		わかりました。
議 長		ほかに質疑ありませんか。
各 委 員		(質疑なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号 1 を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員		(異議なしの声)
議 長		異議なしと認めます。 よって、整理番号 1 は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号 2 を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員		(異議なしの声)
議 長		異議なしと認めます。 よって、整理番号 2 は、原案のとおり可決されました。
		日程第 10 議案第 4 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長		議案第 4 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。 農地法第 6 条では、「農地若しくは採草放牧地を所有する農地所有適格法人、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、毎年、事業の状況その他省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法で定める農地所有適格法人としての要件を確認することとされております。 確認すべき要件としましては、1 点目「形態要件」として、農事組合法人、株式会社または持分会社のいずれかに該当しているか、2 点目「事業要件」として、法人

[illegible]

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議	長	それでは、議案第４号の質疑を行います。本案については、整理番号２と３で〇〇番〇〇委員と〇〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第１０条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。
---	---	--

整理番号1について質疑ありませんか。

議	長	質疑なしと認めます。
---	---	------------

整理番号1は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議	長	異議なしと認めます。
---	---	------------

〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員につきましては、ここで退席願います。

		(〇〇委員、〇〇委員退席)
		それでは、整理番号２の質疑を行います 質疑ありませんか。
各	委 員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号３の質疑を行います。 質疑ありませんか。
各	委 員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号２を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号２は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号３を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号３は、原案のとおり可決されました。
		(〇〇委員、〇〇委員入室)
		日程第１１ 議案第５号 農地法施行規則第２９条第４号の規定による申出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長		議案第５号 農地法施行規則第２９条第４号の規定による申出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。 農地法施行規則第２９条第４号の規定では、農地転用許可を不要とする特例の適

用を受けようとする申出があったときは、農地法関係事務処理要領に基づき農業委員会が「周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないか検討」し、「必要に応じて、土地改良区その他の関係者の意見を聴く」ものとし、確認の結果、農地転用許可を不要とする特例が適用されると判断した場合は、都道府県の農地担当者にその判断の適否について意見を聴き、判断が適当である旨の回答があったときは、本特例が適用される旨を申出者に通知するとされております。

本案は2件の申出でございますが、整理番号1の申請者は、茶内西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、〇〇〇〇〇（〇〇〇〇〇〇〇〇）の整備のため、関係農地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇．〇〇㎡の内〇、〇〇〇．〇〇㎡を転用しようとするものでございます。

次に整理番号2の申請者は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏で、〇〇〇〇〇（〇〇〇〇〇）の整備のため、関係農地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇．〇〇㎡の内〇〇〇．〇〇㎡を転用しようとするものでございます。

整理番号1、2の現地調査につきましては、妹尾委員、新井委員、篠原委員、事務局2名により、〇月〇日に実施しております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

前田主事

（詳細説明あるも省略）

議長

それでは、議案第5号の質疑を行います。本案については、整理番号2で〇〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。

議案審議の順番につきましては、整理番号1の質疑、採決を行ったあと、整理番号2の審議を行いたいと思います。

それでは、これから議案第5号の質疑を行います。

整理番号1について質疑ありませんか。

各委員

（質疑なしの声）

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

（異議なしの声）

議長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

	次に、整理番号２の質疑を行います。 〇〇番〇〇委員につきましては、ここで退席願います。 (〇〇委員退席) それでは、整理番号２の質疑を行います 質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号２を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号２は、原案のとおり可決されました。 (〇〇委員入室) 日程第１２ 議案第６号 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長	議案第６号 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。 農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項では、「農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、農地中間管理機構に対し要請することができる。」とされております。 本案は、売買による権利の移転３件、賃貸借による権利の設定６件の農用地利用集積等促進計画書の作成要請でございますが、整理番号１の所有者は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏、対象地は茶内西〇線〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇,〇〇〇.〇〇㎡で、この土地を札幌市中央区北〇条西〇丁目〇番地〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に売買による権利の移転で、整理番号２と３につきましても移転先は同様です。 整理番号２の所有者は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は茶内西〇線〇〇〇番、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇,〇〇〇. 〇〇㎡。

整理番号3の所有者は、姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は姉別〇線〇〇番、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇,〇〇〇. 〇〇㎡。

次に整理番号4から9については、札幌市中央区北〇条西〇丁目〇番地〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、からの一時貸付でございますが、整理番号4の対象地は姉別南〇線〇〇番、ほか〇筆、面積〇万〇, 〇〇〇. 〇〇㎡で、この土地を姉別南〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定。

整理番号5の対象地は姉別緑栄〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇, 〇〇〇. 〇〇㎡で、この土地を姉別南〇線〇〇番地〇、〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定。

整理番号6の対象地は姉別南〇線〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇, 〇〇〇. 〇〇㎡で、この土地を姉別南〇線〇〇番地、〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定。

整理番号7の対象地は姉別南〇線〇〇番、ほか〇筆、面積〇万〇, 〇〇〇. 〇〇㎡で、この土地を姉別南〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定。

整理番号8の対象地は姉別南〇線〇〇番〇、ほか〇筆、面積〇〇万〇, 〇〇〇. 〇〇㎡で、この土地を姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定。

整理番号9の対象地は茶内西〇線〇〇〇番、ほか〇〇筆、面積〇〇〇万〇, 〇〇〇. 〇〇㎡で、この土地を西円朱別西〇〇線〇〇番地〇、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定でございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積等促進計画を定めるべく、農地中間管理機構に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の要件確認チェックリストのとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

前 田 主 事

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから議案第6号の質疑を行います。
整理番号1について質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号2について質疑を行います。
質疑ありませんか。

		2 番嵯峨委員。
嵯 峨 委 員		〇〇さんの農地先ほど議案第 2 号で合意解約されたときに〇〇〇番の農地は解約されてないですね。この土地は別の人の土地と思いましたが、今の議案で〇〇さんの農地となっているので、ここは最初から賃貸借されていなかったのか。
議 長		じいさんからの相続登記が終わってなくて、貸付できなかった。それでその後相続登記を終わらせたので、これから先使ってくださいということです。今回の農地評価は行っています。
嵯 峨 委 員		わかりました。
議 長		ほかに質疑ありませんか。
各 委 員		(質疑なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。 次に、整理番号 3 について質疑を行います。 質疑ありませんか。
各 委 員		(質疑なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。 次に、整理番号 4 について質疑を行います。 質疑ありませんか。
各 委 員		(質疑なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。 次に、整理番号 5 について質疑を行います。 質疑ありませんか。
各 委 員		(質疑なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。 次に、整理番号 6 について質疑を行います。 質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号 7 について質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号 8 について質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号 9 について質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第 6 号を採決いたします。お諮りします。

整理番号 1 は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号 1 は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号 2 を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号 2 は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号 3 を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各	委	員	(異議なしの声)
議	長		異議なしと認めます。 よって、整理番号 3 は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号 4 を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各	委	員	(異議なしの声)
議	長		異議なしと認めます。 よって、整理番号 4 は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号 5 を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各	委	員	(異議なしの声)
議	長		異議なしと認めます。 よって、整理番号 5 は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号 6 を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各	委	員	(異議なしの声)
議	長		異議なしと認めます。 よって、整理番号 6 は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号 7 を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各	委	員	(異議なしの声)
議	長		異議なしと認めます。 よって、整理番号 7 は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号 8 を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各	委	員	(異議なしの声)
議	長		異議なしと認めます。

	よって、整理番号８は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号９を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号９は、原案のとおり可決されました。
	日程第１３ 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。
事 務 局 長	次回総会について、７月２１日、火曜日、午前１１時００分からを提案します。
議 長	事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、７月２１日、火曜日、午前１１時００分からということでよろしいでしょうか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議がないようなので、次回総会日程については、７月２１日、火曜日、午前１１時００分からに決定いたしました。 以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。 これで、第３６回浜中町農業委員会総会を終了いたします。 ご苦労さまでした。

上記会議の顛末を記載し相違なきことを証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白 川 英 之

浜中町農業委員会

2 番 嵯 峨 委 員

浜中町農業委員会

3 番 押 切 委 員